

指定緊急避難場所と指定避難所を確認しましょう

☎ 危機管理課 ☎(55)7130

東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されていなかったことが、被害拡大の一因となりました。このことから、洪水や浸水・津波などの災害ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間生活するための「指定避難所」を指定しています。

1 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性などの一定の基準を満たす施設または場所^(※)で**命を守るために一時的に避難する場所**です。災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は、被災していない指定避難所へ移動することになります。

(※)市洪水ハザードマップや市地震ハザードマップに示しています。

2 指定避難所とは

災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在したり、自宅が被災し戻れなくなった被災者が**一定期間避難生活を送ったりする施設**です。

3 大切な命を守るための避難行動を考えてみましょう

「一番近い避難所」が「すべての災害において真っ先に向かうべき避難場所」であると思っていませんか？災害発生時に向かうべき避難場所は、自分たちに起こりうる危険性の種類や度合い、自宅の建っている条件や家族構成などによって異なります。(お住まいの地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所は限定していません。)

また、災害の種類によって身の安全を確保することのできる避難場所は異なります。(状況によっては、自宅や職場にとどまることが安全な場合もあります。)

災害時は、状況に応じて危険な箇所を避け、もっとも安全に避難できるようにしましょう。また、避難の際には、特別な理由がない限り、車の利用を控えてください。

※台風などの風水害時は、自主避難者受入施設を開設し、自主避難者の受け入れを行う場合があります。開設する際は、市防災メールや市ホームページなどでお知らせしますので、自主避難する場合は、事前に市役所にご連絡ください。(市では、自主避難者の方に非常食・毛布などを支給しませんので、必ず各自で準備してください。)

命を守る！5段階の“警戒レベル”

令和元年度より、木曾川や日光川などの河川が大雨などにより堤防の決壊のおそれがある場合に、「**警戒レベル**」を示して、市民の方々に取るべき行動を呼びかける避難情報の運用を開始しました。災害発生の危険性に従って、取るべき行動を5段階で示すことにより、気象情報と避難行動との関係が明確化されるようになりました。**早めの避難行動は大切な命を守る行動**です。災害発生時に、市から警戒レベルが示された場合には、レベルに応じた避難行動をとりましょう。

また、災害時には、1つの手段に頼るのではなく、複数の手段によって情報を収集するよう心がけてください。その1つとして、「愛西市防災メール」や「SMS(ショートメール)」を配信していますので、携帯電話をお持ちの方は、登録をお願いします。

警戒レベル	情報の種類	市民のとりべき行動
5	災害発生情報	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動を
4	避難勧告、避難指示	災害が発生するおそれがきわめて高く、速やかに立ち退き避難
3	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に時間のかかる方は避難を開始 それ以外の方も避難の準備を進める
2	注意報	避難の準備を進め、避難先やルートの確認を
1	災害級の大雨が降る おそれがあるとの予報	災害への心構えを高める

※市内でも地区によって避難情報が異なる場合がありますので、ご注意ください。

※警戒レベル1、2は気象庁が発表し、警戒レベル3～5は市町村が発令します。